【フランス】監獄基本法の制定

海外立法情報課・鈴木 尊紘

＊フランス政府は、監獄に関する「基本法」とも言える大部な法律を成立させた。当該法律は、これまでさまざまな政令又は省令で規定してきた監獄の公役務について、そこに収容される拘禁者の権利及び義務等を中心に詳細に定めている。

立法の背景

「監獄に関する 2009 年 11 月 24 日の法律第 2009-1436 号」（注 1）は、監獄の公役務に関する「基本法（loi fondamentale）」（注 2）とみなされる全 100 条から成る大部な法律である。この法律を制定した背景として、以下の 3 点が挙げられる。①国際的に、欧州議会が発した 1998 年 12 月 17 日の決議（注 3）によって、各国が監獄に拘禁される者の権利及び義務を規定する法的枠組みを策定するよう促された。②法運用上、監獄に関するさまざまなレベルの規則が幾重にも重なっており、当該法律制定以前の当該領域における法及び規則は、監獄の運用者にとって非常に難解であった。③歴史的に、拘禁刑を受ける者が増加し、また高齢化が進む中で、特に刑罰に関する規則を手直しする必要が出てきた（注 4）。こうしたことを背景として、監獄における公役務において、拘禁者の有する権利及び義務等を明確に定める法律の必要性が出てきたのである。

拘禁者の権利及び義務に関する規定

当該法律第 22 条は、監獄行政が拘禁者に対し「その者の有する尊厳及び権利を尊重することを保障する」と規定しており、同第 23 条は、監獄に当該者を収容する場合には、その者の諸権利及び義務に関して、その者が理解する言語で口頭で説明するか又は冊子を渡すべきことを定めている。その上で、以下の拘禁者の諸権利を認めている。

- 拘禁者は、監獄の場所をその者の住所とすることができる。それにより身分証明証を発行してもらい、投票権を行使し、及び社会給付を受けることができる（第 30 条）。
- 拘禁者は、許可される場合には、訪れた家族と面会することができ、同様に、家族に電話をし、又は手紙を出すことができる（第 35 条、第 39 条及び第 40 条）。
- 拘禁者は、監獄内で行われている労働に参加する権利及び義務を負う。その労働を通して、賃金を得ることができる。その賃金は全産業スライド制最低賃金（SMIC）を下回らないこととする。また、実験的にその監獄が置かれている州の職業訓練を受けることができる（第 32 条及び第 33 条等）。
- 拘禁者は、許可される範囲で、書かれた又は視聴覚的なメディアによる情報を得ることができる（第 43 条）。
- 拘禁者は、その人身の保護を保障される（第 44 条）。

・拘禁者は、公衆衛生法典に定めるように、健康のケア又は必要のある場合には医師の診断・治療を受けることができる（第 46 条）。

拘禁規定に関する修正等

・次に挙げる条件を満たす場合には、2 年以下の拘禁を宣告された者又は 1 年以下の拘禁を宣告された累犯者に対して（3 回以上犯罪を犯している累犯者及び性犯罪者は除く）、半自由刑（半自由刑とは、軽犯罪で 1 年以下の拘禁刑等に処せられた者が、職業活動・訓練又は医師の診療等を受ける場合に、監視なく監獄の外で、必要な諸事を行うことができるという刑の態様を示す）を科すことができる。すなわち、①職業活動を行うか（パートタイムでもよい）、職業訓練を熱心に受けている場合、②家族の生活にとってその者の存在が本質的に重要である場合、③医学的診療・治療の必要がある場合、④その者が社会参加（累犯者のときには再参加も含む）プロジェクトに持続的かつ真剣に取り組んでいる場合（第 66 条）。
・75 歳を超える高齢犯罪者で、監獄の外に出た際の社会参加が保障されており、相応の住居があり、かつ、公衆の秩序を脅かさないという判断が為された場合には、監獄における拘禁から解放されることができる（第 82 条）。
・取り調べを受けている容疑者が自宅等で審理を待つ場合には、予審の必要性及び身柄確保の必要性から、監視のための電子ブレスレットを付ける（第 71 条）。

その他の規定

・上述の欧州議会の決議に従う形で、それぞれの監獄に「評価委員会（Conseil d'évaluation）」を設置する。当該委員会は、監獄施設の機能について評価し、必要のある場合には、その機能を改善するあらゆる措置を採るように提案をする。この委員会の構成は、後にデクレ（政令）で定める（第 5 条）。
・「監獄に関する市民補助隊（Réserve civile pénitentiaire）」を創設する。この組織の目的は、出獄した者の社会的参入を助け、保護観察処分になった者の保護を行うことである。当該組織は、もっぱら、監獄行政を職業としていた退職者のボランティアから成る（第 17 条）。

注（インターネット情報はすべて 2010 年 3 月 19 日現在である。）

(1) Loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 pénitentiaire

(2) 「基本法」としての位置付けについては、当該法案の元老院（上院）委員会審議報告書にその記載がある。“Projet de loi pénitentiaire, n° 495, déposé le 23 juillet 2008,” p.3.
<http://www.senat.fr/leg/pjl07-495.pdf>

(3) Resolution on prison conditions in the European Union: improvements and alternative penalties (A4-0369/98)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:1999:098:0298:0299:EN:PDF>

(4) こうした立法背景については、*op.cit.*(2), pp.3-4.を参照。